

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>入間市河原町一四三番二地先から 同市河原町一四三番七地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一七・〇〇〃 一七・五〇</p>	<p>一七・〇〇〃 二一・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>入間市駅北口土地区画整理事業による。</p>		<p>備 考</p>